

「工事請負契約に係る最低制限価格」の運用について

一般土木工事等と異なる積算体系の工事における最低制限価格の取扱いは、下記のとおりです。

なお、この取扱いは、令和2年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事についての請負契約から適用します。

記

1 鋼橋製作の工場製作を適用する工事

「共通仮設費」、「現場管理費」は、それぞれ鋼橋工場製作に係る積算基準の「間接労務費」、「工場管理費」に該当するものとする。

2 土木工事標準歩掛（機械設備積算要領）を適用する工事

①「直接工事費」は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。

②「共通仮設費」は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。

③「現場管理費」は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額とする。

3 土木工事標準歩掛（電気通信編）を適用する工事

以下については、最低制限価格の算定式を次のとおりとする。

※ K=各費用の合計額

(1) 機器費が含まれる電気設備工事，受変電設備工事，通信設備工事（鋼構造物工事（鉄塔・反射板工事）を除く。）の場合

①直接工事費の額に97%を乗じて得た額

②共通仮設費の額に90%を乗じて得た額

③現場管理費の額に90%を乗じて得た額

④一般管理費等の額に75%を乗じて得た額

⑤機器単体費の額に90.7%を乗じて得た額

ただし、現場管理費は「現場管理費」、「機器間接費」の合計額

(2) 通信設備工事（鋼構造物工事（鉄塔・反射板工事））の場合

①直接工事費の額に97%を乗じて得た額

②共通仮設費の額に90%を乗じて得た額

③現場管理費の額に90%を乗じて得た額

④一般管理費等の額に75%を乗じて得た額

⑤鉄塔製作費の額に94.2%を乗じて得た額

ただし、直接工事費は「工場管理費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額

(3) 機器費が含まれる電気設備工事，受変電設備工事，通信設備工事（鋼構造物工事（鉄塔・反射板工事）を除く。）の場合であって，CCTV設備工事や道路情報板工事のように機器単体費及び工場製作原価の両方を積算する場合

- ①直接工事費の額に97%を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に90%を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に90%を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に75%を乗じて得た額
- ⑤機器単体費の額に90.7%を乗じて得た額
- ⑥工場製作原価の額に92%を乗じて得た額

ただし，現場管理費は「現場管理費」，「機器間接費」の合計額

(4) 機器費が含まれない電気設備工事（道路照明灯設置工事等）であって，照明ポール等を工場製作し，工場製作原価を積算する場合

- ①直接工事費の額に97%を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に90%を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に90%を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に75%を乗じて得た額
- ⑤工場製作原価の額に92%を乗じて得た額

(5) 上記（1）から（4）に該当しない場合

- ①直接工事費の額に97%を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に90%を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に90%を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に75%を乗じて得た額

4 構造物の形成を伴わない維持修繕工事（清掃，除草，伐採，剪定，補植，崩土除去，中洲・寄洲除去，維持浚渫等）

(1) 積算体系が土木工事標準歩掛によるもの

最低制限価格は，予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて，下記の式で算出される額（K）に100分の110を乗じて得た額（ただし，その額が，予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし，予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額）とする。

※ $K = A + B + C + D$

A：直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

B：共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

C：現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

D：一般管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額

(2) 積算体系が土木工事標準歩掛によらないもの

最低制限価格は，予定価格に88%を乗じて得た額とする。